

## 学校教育事業の取扱いについて（その 1）

学校教育事業の取扱い（その 1）について、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会  
会長 芦 刈 幸 雄

### 学校教育事業の取扱いについて（その 1）

小学校や中学校の通学区域の取扱いについては、当分の間現行どおりとする。  
ただし、新市において通学区域の検討を行う。  
学校給食の取扱いについては、次のとおりとする。

#### 〔調理場の建設〕

調理場の建設については、著しく老朽化している調理場もあり、統合等も考慮しながら早急に検討する。

#### 〔献立と給食費の調整〕

献立や給食費については、合併時まで調整する。

#### 〔給食方式の統一〕

公会計を基本に調整する。